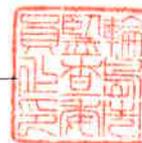


輪島市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和4年3月16日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 森 正樹



定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

1 監査の種類

ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

イ 行政監査

行政事務の執行

2 監査実施日及び監査対象

令和3年10月27日（水）

市立輪島病院、上下水道局

3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

4 監査の実施内容

令和3年度の事務事業（令和2年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり是正や改善を求める事項として「指摘」、改善について検討を求める事項として「意見」とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【市立輪島病院】

(1) 指 摘

な し

(2) 意 見

ア 20年以上未収である入院や外来医療保険収入等が存在するが、年々回収が困難となる可能性が高くなると考えられるので、その取扱には不納欠損も視野に入れた慎重な対応に努めていただきたい。

【上下水道局】

(1) 指 摘

な し

(2) 意 見

ア 滞納繰越分では20年以上未収である水道料金等が存在するが、年々収納が困難となる可能性が高くなると考えられるので、長期化することのないよう、引続き早期収納に努めていただきたい。また、令和2年度の収入未済額に増加がみられるので、現年度の収入未済額の縮減にも努めていただきたい。